



機能性表示食品制度の施行状況について

令和6年5月

消費者庁

いわゆる「健康食品」と「保健機能食品」の関係

いわゆる「健康食品」と呼ばれるものについては法律上の定義がないが、医薬品以外で経口的に摂取される「健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して摂られている食品」のことをいう。「保健機能食品」である特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品も、この広義の「健康食品」に含まれる。



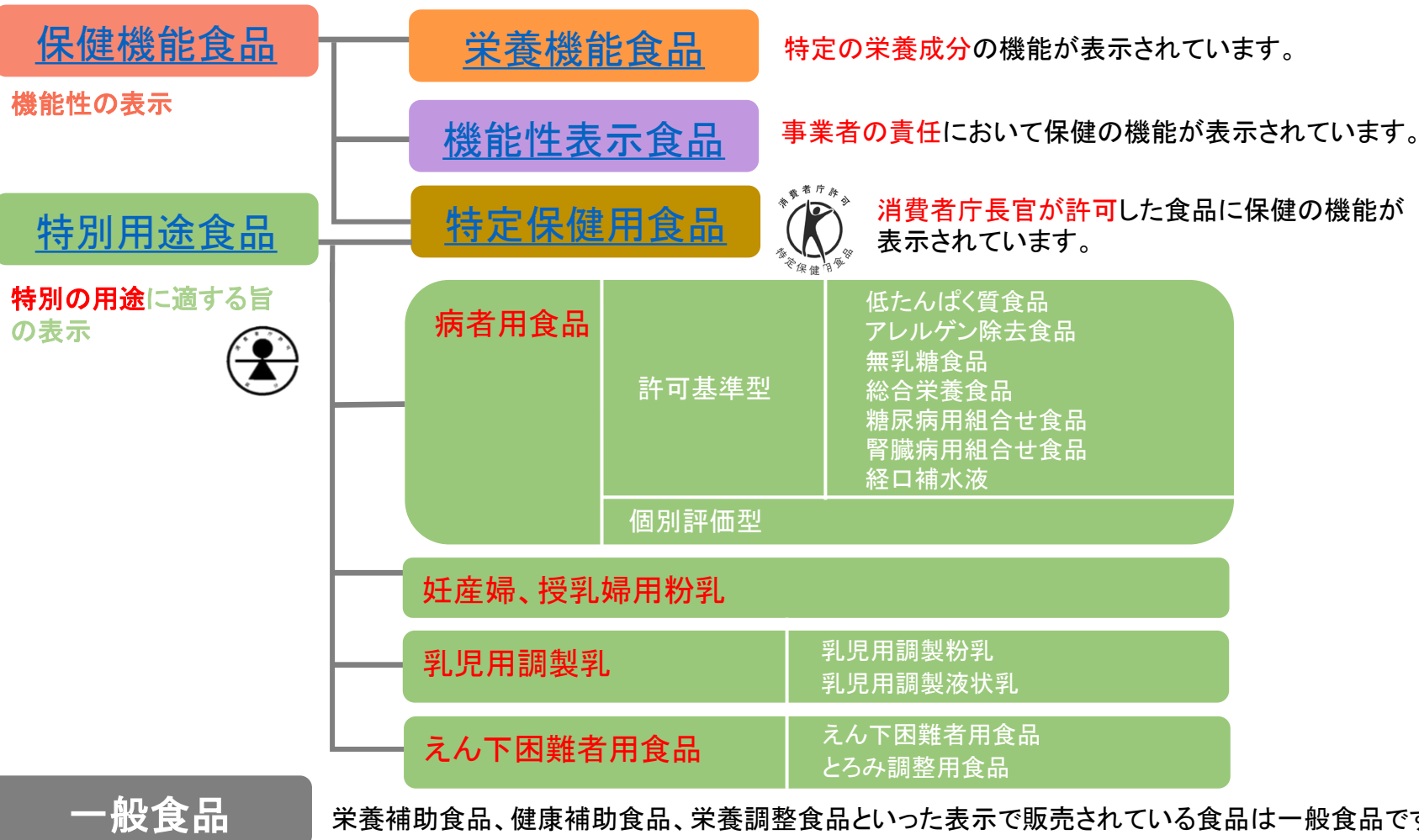
(図：厚生労働省ウェブサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html) より)

栄養や保健機能に関する食品表示制度

栄養成分表示

容器包装に入れられた加工食品等には、栄養成分表示が表示されています。
また、栄養成分の量及び熱量について「〇〇含有」、「低〇〇」などのような強調表示を行う場合の基準も定められています。

さらに、機能性や特別の用途を表示する場合は、以下の制度があります。



食品表示法

健康増進法

保健機能食品に関する各制度の比較

	特定保健用食品 (個別許可制)	機能性表示食品 (届出制)	栄養機能食品 (自己認証制)
概 要	- 消費者庁長官の許可を得て特定の保健の用途に適する旨が表示された食品 - 国が効果と安全性を審査。	- 疾病に罹患していない者が対象 - 販売60日前までに、科学的根拠に裏打ちされた安全性・機能性に関する資料等を消費者庁長官に届け出ることにより特定の保健目的(疾病リスクの低減に係るものを除く。)が期待できる旨の表示が可能。届出事項等の容器包装上の表示義務。 - 安全性・機能性の科学的根拠について国の審査は行われず、その合理性の举证責任はあくまでも届出者。	- ビタミン、ミネラルといった20の栄養成分について、食品表示法に基づく食品表示基準で定められた機能に関する表示(※)を行う食品 (※)「カルシウム」の例 - 栄養成分の機能:「骨や歯の形成に必要な栄養素です。」 - 上限値:600mg 下限値:204mg - 摂取をする上での注意事項:「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。」
公定マーク	あり 	なし	なし
疾病リスク低減表示	可能	不可	—
第三者機関への意見聴取	安全性については食品安全委員会へ諮問 ※効果については特定保健用食品の表示許可等に関する部会で審議(消費者庁内)	—	食品表示基準に定められた内容を改正する場合は、消費者委員会へ諮問
有効性の科学的根拠	最終製品を用いたヒト試験が必須	最終製品を用いたヒト試験又は最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー評価(システマティック・レビュー)	国の栄養目標及び健康政策を所管する厚生労働省と協議した上で規格基準を策定
許可・届出件数 (令和6年3月31日時点)	1,054件	6,752件	—
根拠法令	健康増進法、食品表示法	食品表示法	食品表示法
創設時期	1991年(平成3年)	2015年(平成27年)	2001年(平成13年)

食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書概要

平成26年7月 消費者庁

(平成25年12月から8回開催)

安全性確保の在り方

(1)対象となる食品及び成分の考え方並びに摂取量の在り方

- 機能性関与成分を中心とする食品について、食経験を評価
(日常的な摂取量、食品の販売期間・販売量、機能性関与成分の含有量、摂取集団、摂取形状、摂取方法、摂取頻度等)
- 食経験の情報では安全性が十分とはいえない場合は、安全性試験に関する情報を評価
- 機能性関与成分と医薬品との相互作用・機能性関与成分同士の相互作用の有無を評価

(2)生産・製造及び品質の管理

- HACCP、GMP等の品質管理の取組について、製品特性に応じて企業等が自主的かつ積極的に取り組むべきものとして位置付け(サプリメント形状の加工食品は、GMPに基づく製品管理が強く望まれる)
- 企業等は摂取量を踏まえた製品規格を設定するとともに、当該規格への合致の確認のため、製品分析を食品衛生法に定める登録検査機関等で実施
- 健康被害発生時における因果関係の検証のため、企業等は検証に十分な量の製品を確保

(3)健康被害等の情報収集

- 企業等における健康被害等の情報収集体制の整備(相談体制、企業等内共有体制、保健所や消費者庁への連絡体制の整備 等)
- 行政による効率的な健康被害等の情報収集(消費生活センターの対応強化、消費者安全法に基づく事故情報の通知の徹底、健康被害等の収集・解析手法研究の実施 等)

(4)危険な商品の流通防止措置等

- 必要がある場合、消費者庁及び厚生労働省は、注意喚起、販売禁止等を措置

食品の機能性表示を行うに当たって必要な科学的根拠の考え方

(1)最終製品を用いた臨床試験

(1)、(2)のいずれかを実施

- 原則として特定保健用食品の試験方法に準じる
- 研究計画について「UMIN臨床試験登録システム」等に事前登録※
- 研究結果について国際的にコンセンサスの得られた指針(CONSORT声明)等に準拠した形式で査読付き論文により報告※
※これらの要件については、適切な経過措置期間を設定

(2)最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー

- 査読付き論文等、広く入手可能な文献を用いたシステマティック・レビューを実施し、Totality of Evidence(肯定的・否定的内容を問わず全てを検討し、総合的観点から肯定的といえるか)の観点から評価
- システマティック・レビューの結果、査読付きの論文が1本もない場合又は表示しようとする機能について、査読付き論文がこれを支持しない場合は、機能性表示は不可
- サプリメント形状の加工食品においては、臨床試験で肯定的結果であること
- その他加工食品及び生鮮食品においては、臨床試験又は観察研究で肯定的結果であること

(1)適切な機能性表示の範囲

誤認のない食品の機能性表示の在り方

- ① 対象食品:食品全般(アルコール含有飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く)
- ② 対象成分:作用機序が考察され、直接的又は間接的に定量可能な成分
 - ・ 食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分については、今後さらに慎重な検討が必要
 - ・ 機能性関与成分が明確でないものの取扱いについては、制度の運用状況を踏まえ検討
- ③ 対象者:生活習慣病等の疾病に罹患する前の人又は境界線上の人(疾病に既に罹患している人、未成年者、妊産婦(妊娠計画中の者を含む)及び授乳婦への訴求はしない)
- ④ 可能な機能性表示の範囲:部位も含めた健康維持・増進に関する表現(疾病名を含む表示は除く)

(2)容器包装への表示

- 機能性関与成分名、1日摂取目安量、1日摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量、摂取上の注意、医薬品を服用している者は医師・薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- 安全性・有効性について国による評価を受けたものではない旨
- 疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- 疾病に既に罹患している人、未成年者等に対し訴求したものではない旨(生鮮食品は除く)
- バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言 等

(3)容器包装への表示以外の情報開示

- 安全性に係る評価結果
- 品質管理の取組状況(HACCP、GMP等の取組状況も含む)
- 機能性に係る科学的根拠情報(システマティック・レビューの検索条件、利益相反等に関する情報も含む) 等

(1)販売前届出制の導入

国の関与の在り方

- 安全性や有効性等の根拠情報を含めた製品情報について、消費者庁に販売前に届出
- 届出を受理した際は、消費者庁において届出に係る情報を原則として販売前に公開

(2)新制度の規定・適切な運用

- 食品表示法に基づく食品表示基準に規定
- 食品表示法に基づく収去等、販売後の監視を徹底することで、新制度の適切な運用を図る

(3)新たな機能性表示制度の名称(方向性)

- 既存の制度との名称の混同を避ける観点から、「保健」「栄養」は使用しない
- 新制度の名称について、幅広い意見を聴きながら検討することが必要

(4)消費者教育等

- 消費者庁は関係機関と連携しつつ、バランスの取れた食生活の普及啓発、安全性も含めた食品の機能性表示制度に関する消費者の理解増進に向けた取組を継続的に実施

- 新制度の施行に当たっては、関連指針を整備することも必要
- 施行後2年を目途に施行状況を検討し、必要な措置を講ずることを期待

その他

機能性表示食品の法的位置づけ①

食品表示法第5条

食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

食品表示基準第2条第1項第10号

機能性表示食品 疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第四十三条第一項の規定に基づく許可又は同法第六十三条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

機能性表示食品の届出等に関するガイドライン

本ガイドラインは、食品関連事業者が機能性表示食品の届出を行う際の指針として、本制度の適切な運用を図ることを目的として策定するものである。

機能的表示食品の法的位置づけ②

食品表示法

第6条第1項

食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

第6条第5項

内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第7条

内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第20条

第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

食品表示法(機能性表示食品)の遵守事項

◎食品表示法第4条第1項に基づく**食品表示基準**（内閣府令）

●機能性表示食品の定義（第2条）

疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

●義務表示事項（第3条）

科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性について、消費者庁長官に届け出た内容を表示しなければならない 等

●表示禁止事項（第9条）

- ・ 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- ・ 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語
 - イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - ロ 第7条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨等の表示を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（栄養成分を含む。）を強調する用語
 - ハ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
 - ニ 栄養成分の機能を示す用語
- ・ 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品）以外の食品に保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

機能性表示食品の義務表示事項(食品表示基準第3条第2項)

機能性表示食品である旨	「機能性表示食品」と表示する。	機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨	「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。
科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性	消費者庁長官が届け出た内容を表示する。	摂取の方法	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
栄養成分量及び熱量	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の1日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。 2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、1日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。 3 1及び2に定めるほか、第1項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の1に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の1中「当該食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「1日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。	摂取をする上での注意事項	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量	消費者庁長官に届け出た内容を、別記様式2又は別記様式3の次に表示する。	バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。
1日当たりの摂取目安量	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
届出番号	消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示する。	疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨	「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」と表示する。
食品関連事業者の連絡先	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。	疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨【加工食品のみ】	「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」と表示する。
		疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」と表示する。
		体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」と表示する。

※この他、期限表示（消費期限又は賞味期限）など、加工食品として横断的に義務表示となっているものがある。

機能性表示食品の義務表示事項(赤字部分)



《パッケージ表示例》

機能性表示食品

届出番号: × ×

商品名: ●▲●▲

名称: ○○○○

原材料名: …、…、…/…、…、(一部に××・△△を含む)

内容量: 90g(1粒500mg×180粒)

賞味期限: ○○. △△. × ×

保存方法: 直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください。

製造者: ○○○株式会社 東京都△△区…

届出表示: 本品には◇◇が含まれます。◇◇には□□の機能があると報告されています。

「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

栄養成分表示: 1日当たりの摂取目安量(2粒)当たり

エネルギー○Kcal、たんぱく質○g、脂質○g、炭水化物○g、食塩相当量○g

機能性関与成分: △△○g(2粒当たり)

1日当たりの摂取目安量: 2粒

摂取方法: 水またはぬるま湯と一緒に召し上がってください。

摂取をする上での注意事項: 本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。

調理又は保存の方法: 直射日光を避け、涼しいところに保存してください。

「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」

「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」

「疾病に罹患している場合は、医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」

「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」

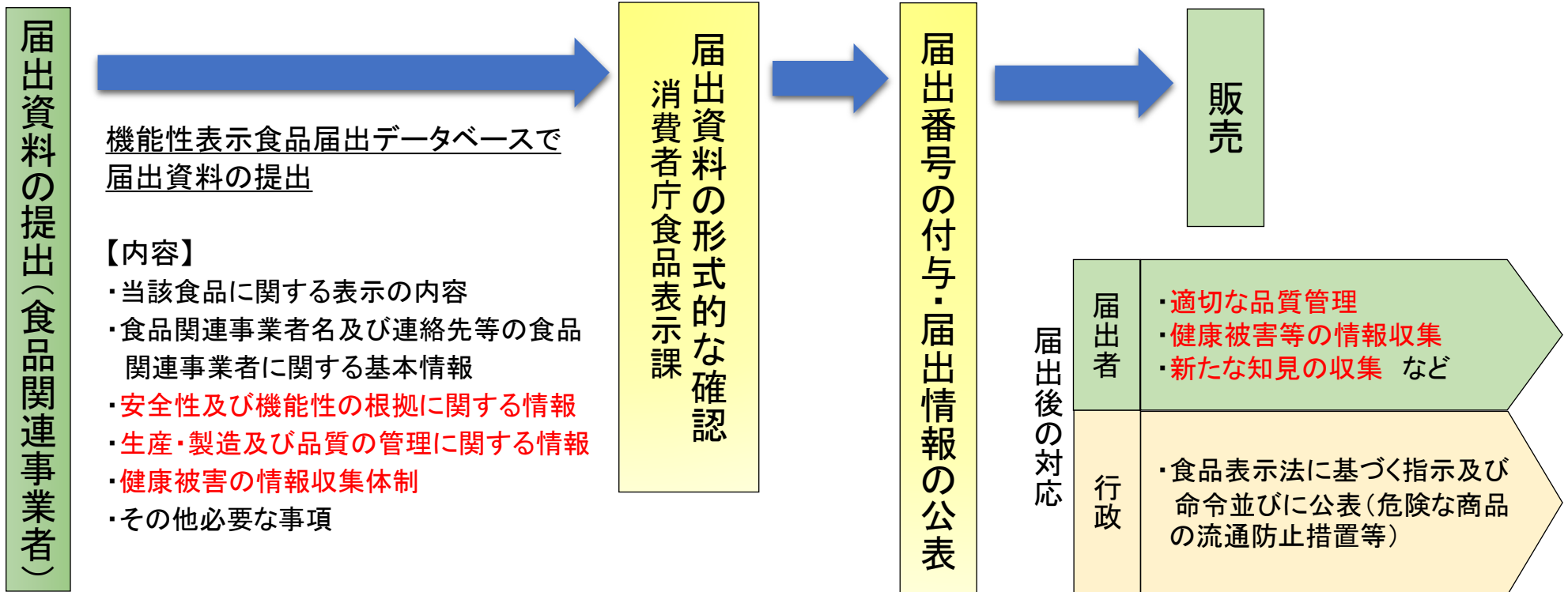
お問い合わせ先: 0120-***-***

機能性表示食品の届出の流れ

- 機能性表示制度では、販売前届出制を導入し、安全性及び機能性の根拠情報等を当該食品の販売前から開示することによって、科学的根拠が不十分な製品の流通防止を図るとともに、誰もが当該食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠情報を得られる。
- 食品関連事業者は、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁長官に届け出る。
 （食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号）

《届出手続の流れ》

販売日の60日前



機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(食品表示基準の運用通知)

○ 安全性に係る事項

- 第1 食経験の評価方法
- 第2 安全性試験に関する評価方法
- 第3 届出をしようとする機能性関与成分と既存情報で使用された機能性関与成分の同等性の考え方
- 第4 機能性関与成分等の相互作用に関する評価

○ 生産・製造及び品質管理に係る事項

- 第1 生産・製造及び品質管理の体制
 - サプリメント形状の加工食品についてGMPに基づく製造工程管理が強く推奨
- 第2 食品の分析
 - 品質確保のため定期的点検と公表を推奨
- 第3 食品の保存
- 第4 文書、記録の保管

○ 健康被害の情報収集に係る事項

- 第1 健康被害の情報収集体制
 - 届出者は、届出をしようとする食品によって発生した健康被害を消費者、医療従事者等からの連絡を受けるための体制を整える。
- 第2 届出後における健康被害情報の収集・評価・報告
 - 機能性表示食品は、医薬品と異なり摂取が限定されるものではないことから、万が一、健康被害が発生した際には、急速に発生が拡大するおそれと考えられるため、入手した情報が不十分であったとしても速やかに行政機関に報告することが適当である。
 - 届出者は、健康被害情報の収集・評価の結果、届出食品による健康被害の発生及び拡大のおそれがある場合は、消費者庁食品表示課へ速やかに報告する。
 - 届出食品の健康被害情報に係る都道府県等(保健所)に対する報告については、食品衛生法等の関係規定に従い適切に行う。

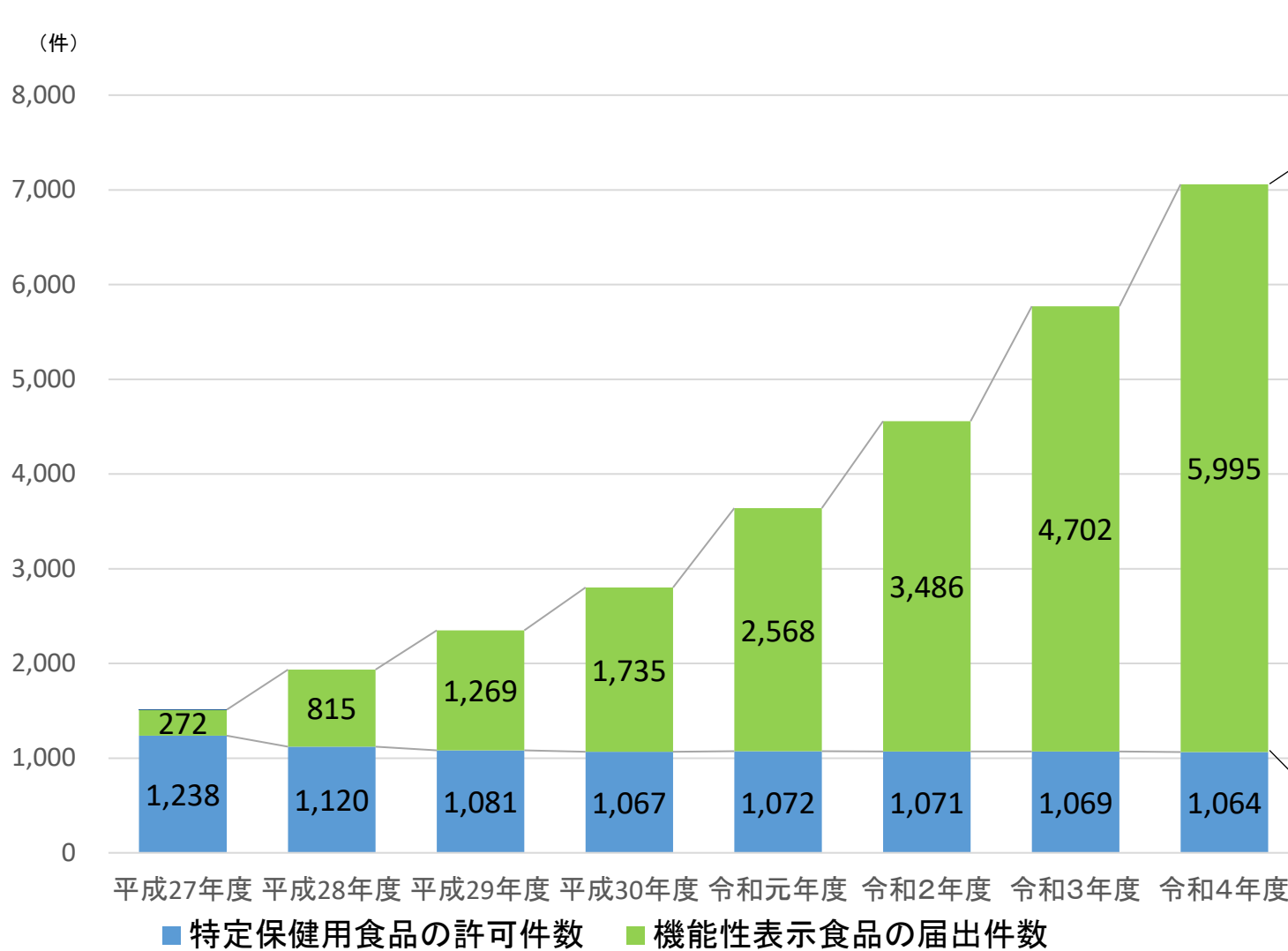
○ 機能性に係る事項

- 第1 表示しようとする機能性の科学的根拠を説明するものとして必要な資料機能性表示食品の届出に当たっては、表示しようとする機能性の科学的根拠を説明するものとして、以下のいずれかによる資料を用意する。
 - (i)最終製品を用いた臨床試験(ヒト試験)
 - (ii)最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー
- 第2 最終製品を用いた臨床試験(ヒト試験)の実施及び資料の届出
- 第3 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビューの実施及び資料の届出

○ 表示及び情報開示の在り方等に係る事項

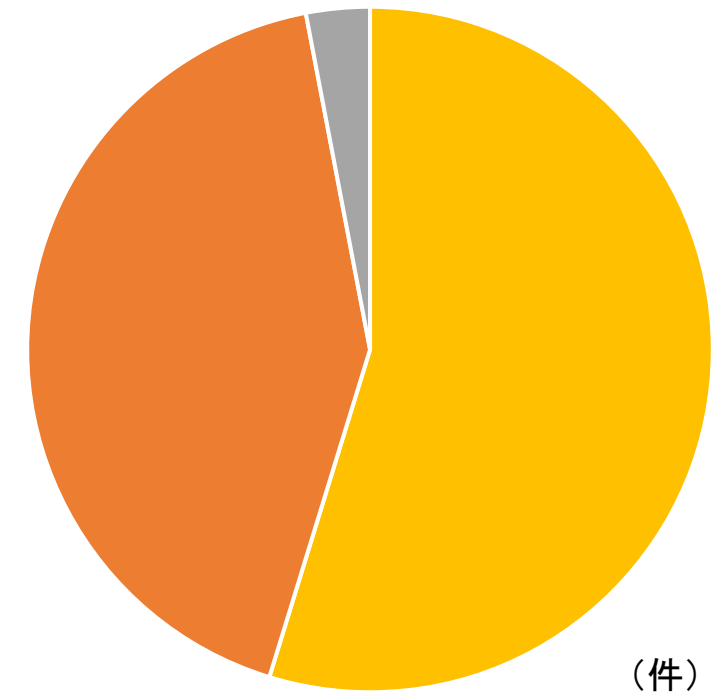
○ 届出の在り方に係る事項

特定保健用食品と機能性表示食品の件数推移



※数値は各年度末時点における許可・届出件数(累積数。失効・撤回を除く。)

機能性表示食品の 食品形態別公表件数



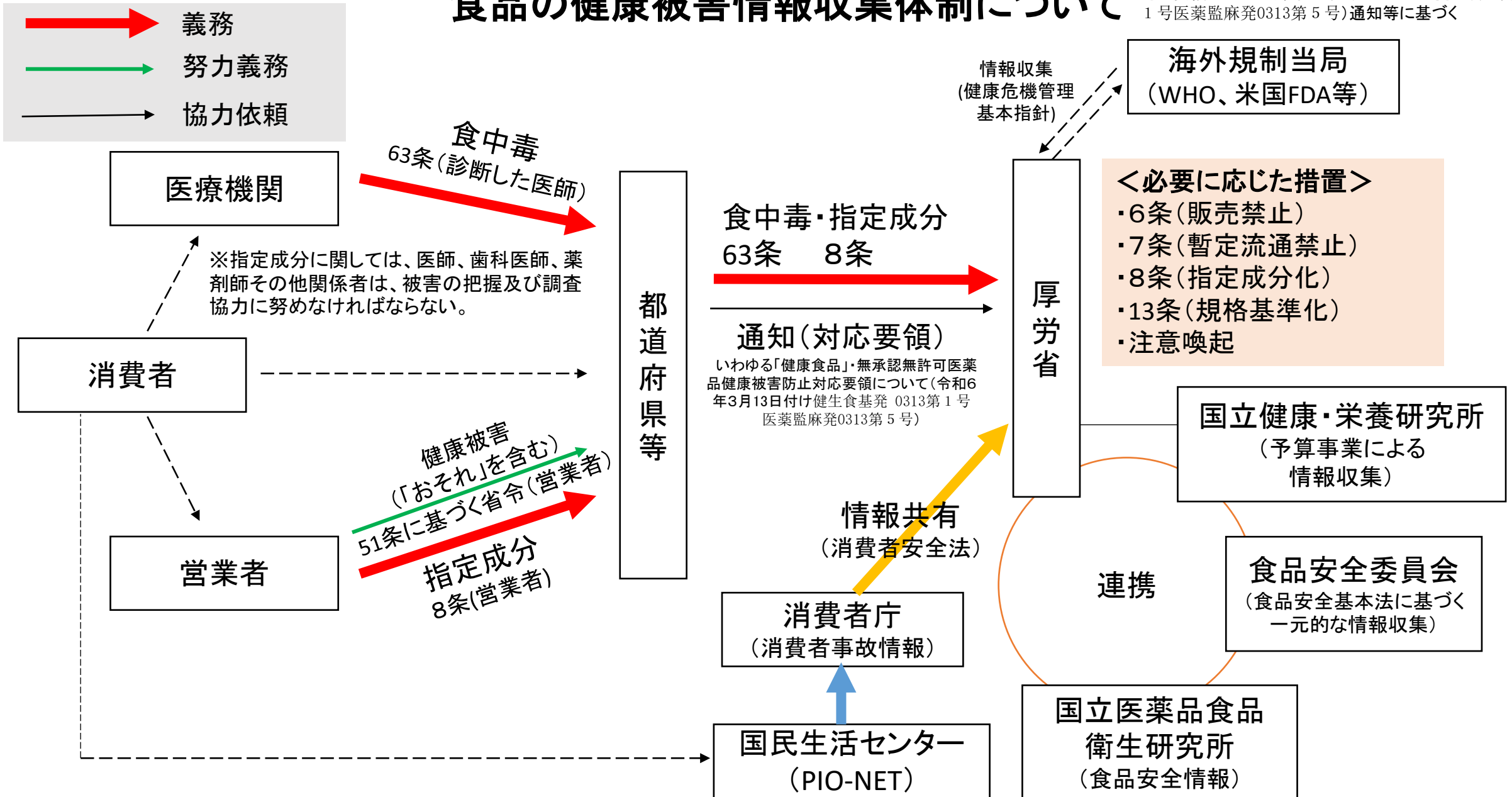
- サプリメント形状の加工食品
- その他加工食品
- 生鮮食品

いわゆる「健康食品」の安全性確保に関する取組

	いわゆる「健康食品」	指定成分等含有食品 (令和2年6月1日施行)
製造段階における具体的な方策	「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針(ガイドライン)」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理(GMP)に関する指針(ガイドライン)」について(令和6年3月11日付け健生食基発0311第2号) ・原材料の安全性の確保(文献検索を実施、食経験が不十分なときは毒性試験を実施) ・製造工程管理(GMP)による安全性の確保(全工程における製造管理・品質管理)	指定成分等含有食品の製造又は加工の基準(令和2年厚生労働省告示第121号) <u>製造管理・品質管理等の義務化</u>
	GMP等の実効性の確保(第三者認証制度の導入)	
健康被害情報の収集及び処理体制の強化	いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について(令和6年3月13日付け健生食基発0313第1号、医薬監麻発 0313 第5号) ・因果関係が明確でない場合等も含め、より積極的に情報を収集	食品衛生法第8条 <u>健康被害情報の届出義務化</u>
消費者に対する普及啓発	パンフレット作成、リスクコミュニケーションの実施 ・いわゆる「健康食品」に関する知識の普及啓発	

食品の健康被害情報収集体制について

※いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止
対応要領について(令和6年3月13日付け健生食基発 0313第
1号医薬監麻発0313第5号)通知等に基づく



參考資料

健康食品に係る制度の歴史(1)

	法改正・通知発出等	背景
1971年～ (昭和46年)	・医薬品の範囲に関する基準(いわゆる「食薬区分通知」) ※1発出。錠剤、カプセル等の形状のもの、医薬品的な効能効果を標榜するもの等は医薬品に該当すると判断し、薬事法に基づく監視指導が行われる。 ・1983、1987、1992年「食薬区分通知」一部改正。	・健康食品が医薬品まがいの売り方をされる例等が増加。
1989年 (平成元年)		・厚生省「機能性食品懇談会」中間報告。体調調節機能を期待できる食品の社会のニーズに応えて、積極的に活用していくことが望まれるとされる。
1990年 (平成2年)		・厚生省「機能性食品検討会」報告書。特定保健用食品の制度化について提言。
1991年 (平成3年)	・栄養改善法に基づく「特別用途食品」の1類型として「特定保健用食品(トクホ)」制度創設。	
1996年 (平成8年)		・規制緩和推進計画において食薬区分の見直し(錠剤、カプセル等の形状のものの取り扱い等)の必要性について記載。
2000年 (平成12年)		・厚生省「医薬品の範囲の見直しに関する検討会」報告書。錠剤、カプセル等の医薬品的な形状に関する規制の見直し。

※1 昭和46年6月1日付け薬発第476号「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」

健康食品に係る制度の歴史(2)

	法改正・通知発出等	背景
2001年 (平成13年)	・「食薬区分通知」改正。錠剤、カプセル等の医薬品的な形状に関する規制の見直し。 ・食品衛生法施行規則改正により、保健機能食品を制度化。特定保健用食品(個別許可型)及び栄養機能性食品(規格基準型)を定めた。	・薬事・食品衛生審議会において、いわゆる栄養補助食品の類型化等について検討、「保健機能食品の表示等について」に沿って施策を講じることが適当との答申。
2002年 (平成14年)	・健康被害発生の未然防止のための体制整備及び健康被害発生時の被害拡大防止ための対応手順を定めた対応要領※2を策定。	・中国産ダイエット食品による健康被害(死亡例含む)の発生。
2003年 (平成15年)	・健康増進法施行により栄養改善法廃止。 ・食品安全基本法制定により食品安全委員会発足。特定保健用食品の許可に当たっての「新規関与成分、保健の用途」等の安全性審議開始。	・厚生労働省「「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会」にて、国民の適切な商品選択のため、(1)表示内容の充実・適正化(2)錠剤、カプセル状等の形状の食品の安全性確保等を行うよう提言。
2005年 (平成17年)	・濃縮された形状の食品に係る事業者の自主的な製造・品質管理(成分の均質化等)のため、GMP通知※3を策定。	
2006年 (平成18年)	・(公社)日本健康・栄養食品協会及び(一社)健康食品規格協会にて、GMPの第三者認証を開始(業界における自主的取組み)。	・「健康食品」の安全性確保に関する検討会にて、(1)製造工程管理の実効性確保(2)健康被害情報収集・処理体制の強化等を行うよう提言。

※2 平成14年10月4日付け医薬発第1004001号「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」

※3 平成17年2月1日付け食安発第0201003号「「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について」

健康食品に係る制度の歴史(3)

	法改正・通知発出等	背景
2009年 (平成21年)	・消費者庁創設。表示行政一元化に伴い特定保健用食品が厚生労働省から同庁に移管。	
2013年 (平成25年)		・「規制改革実施計画」で、保健機能を有する成分を含む食品への機能性表示を容認する旨記載。
2014年 (平成26年)		・「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」における8回にわたる検討を経て、報告書を取りまとめ。
2015年 (平成27年)	・機能性表示食品制度創設(食品衛生法の表示規定を継承した食品表示法に基づく食品表示基準に位置付け)。	
2018年 (平成30年)	・食品衛生法の改正により、特別な注意を必要とする成分または物を厚生労働大臣が指定し、健康被害情報の報告とGMPを義務化する指定成分制度の創設(2020年施行)。	・既存の食品衛生法では規制が難しいプエラリア・ミリフィカによる健康被害(軽傷～中等症)の発生。
2024年 (令和6年)	・健康被害情報の自治体から厚労省への報告の効率化、指定成分におけるGMPとの整合を図ること等を目的とし、対応要領とGMP通知を改正※4,5。	・指定成分制度の施行状況を踏まえた対応。
2024年 (令和6年)	・食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁へ移管。	

※4 令和6年3月13日付け健生食基発0313第1号・医薬監麻発0313第5号「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」

※5 令和6年3月11日付け健生食基発0311第2号「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針(ガイドライン)」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理(GMP)に関する指針(ガイドライン)」について」

市場規模

●機能性表示食品の国内市場

	2022年見込	2021年比	2023年予測	2021年比
明らか食品	349億円	112.2%	369億円	118.6%
ドリンク類	2,983億円	134.4%	3,265億円	147.1%
サプリメント	2,131億円	113.6%	2,302億円	122.7%
合 計	5,462億円	124.0%	5,935億円	134.7%

※市場データは四捨五入している

富士経済グループ 調べ

- ・民間調査会社の調べ(2023年3月)によると、2023年の機能性表示食品の国内市場規模は、約6,000億円の予測であった。
そのうち、サプリメントの市場規模は約2,000億円、残り4000億円はその他の食品。
- ・なお、同社の調べ(2024年4月)によると、2023年の市場は、新商品の発売や前年までに発売された商品のPR・販促活動の強化、価格改定によって、前年比19.3%増の6,865億円が見込まれ、明らか食品・ドリンク類が市場拡大をけん引しているとのこと。

出典:「機能性表示食品、特定保健用食品などの国内市場を調査」(富士経済グループ)

<https://www.fuji-keizai.co.jp/press/detail.html?cid=23025>

<https://www.fuji-keizai.co.jp/press/detail.html?cid=24019>

機能性表示食品(届出の多い機能性関与成分における表示内容の例)

機能性関与成分	表示しようとする機能性の例
GABA	本品にはGABAが含まれます。GABAは血圧が高めの方に適した機能があることが報告されています。 本品にはGABAが含まれています。GABAには事務的作業に伴う一時的な精神的ストレスを緩和する機能があることが報告されています。
難消化性デキストリン	本品には難消化性デキストリン(食物繊維)が含まれます。難消化性デキストリン(食物繊維)はお腹の調子を整えることが報告されています。
DHA、EPA	本品にはDHA・EPAが含まれています。DHA・EPAには中性脂肪を低下させる機能があることが報告されています。
ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボン	本品には、ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボンが含まれます。ブラックジンジャー由来ポリメトキシフラボンは、日常活動時のエネルギー代謝において脂肪を消費しやすくする作用により、BMIが高め(BMI24以上30未満)の方のおなかの脂肪(内臓脂肪、皮下脂肪)を減らす機能があることが報告されています。
イヌリン	本品にはイヌリンが含まれます。イヌリンには食後の血糖値の上昇を抑える機能があることが報告されています。
イチョウ葉フラボノイド配糖体、イチョウ葉テルペンラクトン	本品にはイチョウ葉由来フラボノイド配糖体及びイチョウ葉由来テルペンラクトンが含まれます。イチョウ葉由来フラボノイド配糖体及びイチョウ葉由来テルペンラクトンは、健常な中高年者の加齢によって低下する、認知機能の一部である記憶力(日常生活で見聞きした情報を覚え、思い出す力)の精度や判断の正確さを向上させることが報告されています。
ルテイン、ゼアキサンチン	本品にはルテイン、ゼアキサンチンが含まれます。ルテイン、ゼアキサンチンは、眼の黄斑色素量を増加、維持する働きがあり、コントラスト感度(色の濃淡を識別し、ぼやけ、かすみを緩和する視機能)、グレア回復(まぶしさから回復する視機能)のサポート、ブルーライトなどの光ストレス、一時的な精神ストレス、眼の疲労感の軽減に役立ち、睡眠の質を高める機能があることが報告されています。
葛の花由来イソフラボン(テクトリゲニン類として)	本品には、葛の花由来イソフラボン(テクトリゲニン類として)が含まれます。葛の花由来イソフラボン(テクトリゲニン類として)には、肥満気味な方の、体重やお腹の脂肪(内臓脂肪と皮下脂肪)やウエスト周囲径を減らすのを助ける機能があることが報告されています。
Ｌ-テアニン	本品にはＬ-テアニンが含まれます。Ｌ-テアニンには、夜間の健やかな眠り(起床時の疲労感や眠気の軽減)をサポートする機能があることが報告されています。またＬ-テアニンには、一過性の作業によるストレスをやわらげる機能があることが報告されています。

届出を行う前に次のことを確認します。1～6のすべてを満たした上で、届出を行う必要があります。

1. 機能性表示食品の対象食品となるかを判断する



以下のチェック項目に該当するものは、対象食品とはなりません。

- ☐ 疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）、授乳婦を対象に開発された食品
- ☐ 機能性関与成分が明確でない食品
- ☐ 機能性関与成分が、厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が定められた栄養素である食品
- ☐ 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料
- ☐ 脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）、ナトリウムの過剰な摂取につながる食品

（出典：「「機能性表示食品」制度がはじまります！」（消費者庁パンフレット）より抜粋）

2. 安全性の根拠を明確にする



(1) 以下のいずれかにより、安全性を評価し、説明できなければなりません。

- ☐ 喫食実績による食経験の評価
- ☐ データベースの2次情報などを用いた情報収集
- ☐ 最終製品又は機能性関与成分における安全性試験の実施

(2) 機能性関与成分の相互作用に関する評価を行い、相互作用がある場合は販売の適切性を説明できなければなりません。

- ☐ 機能性関与成分と医薬品の相互作用の有無を確認し、相互作用が認められる場合は、販売することの適切性を科学的に説明できること
- ☐ 機能性関与成分を複数含む場合、当該成分同士の相互作用の有無を確認し、相互作用が認められる場合は、販売することの適切性を科学的に説明できること

(出典：「「機能性表示食品」制度がはじまります！」(消費者庁パンフレット)より抜粋)

3. 生産・製造及び品質の管理体制を整える



生産・製造における衛生管理・品質管理の観点から、安全性が確保できる体制を整え、これを説明しなければなりません。

- ☐ 加工食品における製造施設・従業員の衛生管理などの体制／生鮮食品における生産、採取、漁獲などの衛生管理体制
 - ☐ 規格外製品の流通を防止するための取組の体制
 - ☐ 機能性関与成分及び安全性の担保が必要な成分に関する定量試験の分析方法 など
- ※ HACCP、GMP などに自主的、積極的に取り組むことが望ましい。

（出典：「「機能性表示食品」制度がはじまります！」（消費者庁パンフレット）より抜粋）

※令和3年6月1日より、原則全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務づけられました。

4. 健康被害の情報収集体制を整える



健康被害の発生の未然防止及び拡大防止のため、情報収集し、報告を行う体制を整備しなければなりません。

□消費者、医療従事者などから健康被害の報告を受け取るための体制を整えること

（出典：「「機能性表示食品」制度がはじまります！」（消費者庁パンフレット）より抜粋）

5. 機能性の根拠を明確にする



以下のいずれかにより、表示しようとする機能性の科学的根拠が説明できなければなりません。

- ☐ 最終製品を用いた臨床試験の実施（特定保健用食品と同等の水準）
- ☐ 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー（システマティックレビュー）

（出典：「機能性表示食品」制度がはじまります！（消費者庁パンフレット）より抜粋）

6. 適正な表示を行う

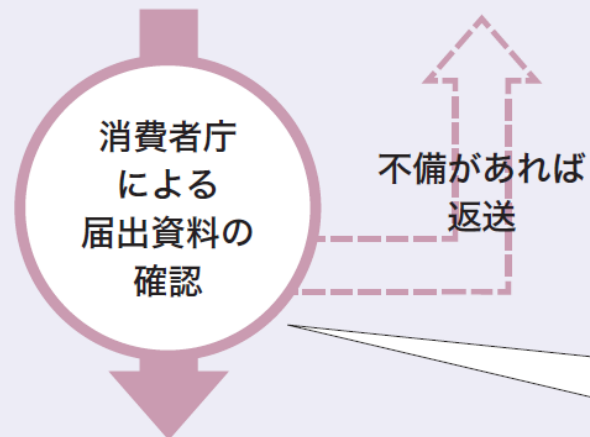
容器包装に適正な表示が行われていなければなりません。

- ☐ 食品表示基準、同基準に関する通知及びQ&A、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に基づいて表示すること。

（出典：「「機能性表示食品」制度がはじまります！」（消費者庁パンフレット）より抜粋）

機能性表示食品の販売に必要な手続き

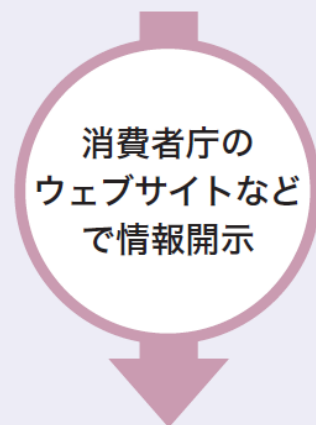
届出



以下の資料をそろえ、消費者庁長官に届け出ます。

- (1)当該食品に関する表示の内容
- (2)食品関連事業者名及び連絡先などの食品関連事業者に関する基本情報
- (3)安全性及び機能性の根拠に関する情報
- (4)生産・製造及び品質の管理に関する情報
- (5)健康被害の情報収集体制
- (6)その他必要な事項

届出番号の受領



- 販売を予定する日の60日前までに、届出書及び関連する資料を不備なく消費者庁長官に届け出る必要があります。
- 記載漏れなど、形式上の不備があった場合は、届出書及び添付書類が返送されます。

- 販売して終わりではありません。販売後も健康被害などの情報収集をしっかりと行ってください。

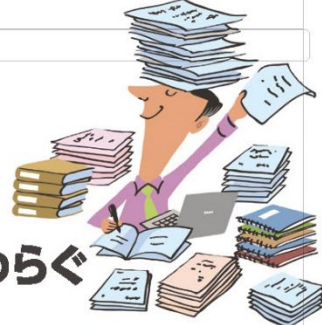
届出番号が表示された商品の販売

(出典：「機能性表示食品」制度がはじまります！(消費者庁パンフレット)より抜粋)

機能性表示食品の一般的な表示見本(サプリメント形状)

体内への効率を  **第一に考えています**

FANCL
ヘルスサイエンス



GABAの力でやわらぐ
ストレスケア

一時的な精神的ストレスの緩和に

✓細かい作業をする
✓一時的な作業負担に

機能性関与成分
γ-アミノ酪酸(GABA)

機能性表示食品 届出番号:B412

機能性関与成分のデータあり
<http://www.fancl.co.jp/evi/>

■疾病に罹患している方を対象とした食品ではありません。
■食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

目安量 **1日 1粒**
30日分
丸型タブレット

ファンケルのこだわり設計
ビタミンB6配合

HAPPY ECO   **アタリ**
0 000000 000000

手で切れます

ストレスケア【30日分】 商品番号 5390

チェック 開封後はチェックをしっかりと閉めください

1日摂取目安量 1粒

摂取の方法: 1日摂取目安量を守り、水などと一緒に召し上がってください。

合成着色料・香料、保存料すべて無添加

原料原産地をホームページで公開
アレルギー(28品目中) 該当なし

届出表示
●本品にはγ-アミノ酪酸(GABA)が含まれます。γ-アミノ酪酸(GABA)は、健康な方の一時的な精神的ストレスの緩和や、血圧が高めの方の血圧を下げる機能が報告されています。

摂取上の注意
●原材料をご参照の上、食物アレルギーのある方は摂取しないでください。●妊娠・授乳中の方は摂取しないでください。●商品により多少の色の違いがありますが、品質に問題ありません。●乳幼児の手の届かないところに置いてください。●ぬれた手で触らず、衛生的にお取扱ってください。●開封後はなるべく早く召し上がってください。●乾燥剤は誤って召し上がらないでください。

栄養成分表示/1日1粒(231mg)当たり
エネルギー:0.69kcal、たんぱく質:0.09g、脂質:0.003g、炭水化物:0.13g(糖質:0.02g、食物繊維:0.11g)、食塩相当量:0.0001g、ビタミンB6:1.6mg、葉酸:200μg、ビタミンB12:2.4μg

機能性関与成分/1日1粒(231mg)当たり
γ-アミノ酪酸(GABA):100mg

■本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。
■本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。
■本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。
■疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。
■体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

名 称	γ-アミノ酪酸(GABA)含有食品
原材料名	γ-アミノ酪酸(GABA)(国内製造) / セルロース、ビタミンB6、ステアリン酸カルシウム、シエラック、葉酸、ビタミンB12
内 容 量	6.9g(231mg×30粒)
賞味期限	袋下部に記載
保存方法	直射日光と高温・多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	株式会社ファンケル 横浜市中区山下町89-1 製造所固有記号は賞味期限の右に記載

消費者商品の苦情・返品・お問い合わせの窓口
0120-750-210
朝9時～夜9時(日・祝日はダイヤル無効)
ご注文 **0120-30-2222**
朝9時～夜9時(年中無休)
www.fancl.co.jp

賞味期限
賞味期限スペース
下から 24mm
袋幅の 1/2

000
アタリ

赤枠は機能性表示食品の義務表示事項(食品表示基準第3条第2項)(加工食品の横断的義務表示事項以外のもの)

※「調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものあっては当該注意事項(義務表示事項)」について、本品においては「なし」と届出がされており、容器包装への表示はない。

サプリメント形状の加工食品以外の加工食品(飲料の例)



Asahi

WILKINSON

Since 1904

EXTRA

DIETARY FIBER WORKS TO SUPPRESS THE ABSORPTION OF FAT AND SUGAR

機能性表示食品

脂肪や糖の吸収を抑える
食物繊維の働き (イソマルトデキストリン)
ウィルキンソン タンサン エクストラ 炭酸水
食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

国産 PET ボトル キャップ ラベル

容器は投げ捨てずにリサイクル
●開栓時のふき出しにご注意ください。●食物繊維由来の成分により若干色がついておりますが、品質には問題ありません。●開栓後はすぐにお飲みください。●車内などの高温になるところをさけてください。●お問合せ先 0120-328-124 ●ホームページ: <http://wilkinson.jp>

栄養成分表示
1日(1本:490ml)当たり
エネルギー0kcal、たんぱく質、
脂質0g、炭水化物5.0~9.9g
(糖質0~1.8g(糖類0g)、食物
繊維5.0~8.1g)、食塩相当量0g

機能性関与成分:イソマルト
デキストリン(食物繊維)5g

●名称 炭酸飲料●原材料名 水、
食物繊維(国内製造)/炭酸
●内容量 490ml●賞味期限
キャップに記載●保存方法 高
温、直射日光をさけて保存して
ください。●アサヒ飲料株式会社
東京都墨田区吾妻橋1-23-1
●賞味期限右側は製造所固有記号

無糖

●届出表示:本品にはイソマルトデキストリン(食物繊維)が含まれます。イソマルトデキストリン(食物繊維)には、食量の調節や腸の働きを助ける効果が報告されています。●届出番号:G800 ●一日摂取目安:1日当たり1本(490ml) ●摂取上の注意:多量に摂取することにより、腹痛が治癒したり、より腹痛が増えるものはありません。飲みすぎ、あるいは体調不良により、おなかがゆるくなることがあります。●摂取の方法:お食事の際に1日1回490mlを目安にお飲みください。●本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。●本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳中を対象に開発された食品ではありません。●疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。●体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

機能性表示食品

見本

赤枠線は機能性表示食品の義務表示事項（食品表示基準第3条第2項）（加工食品の横断的義務表示事項以外のもの）

※「調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものあっては当該注意事項（義務表示事項）」について、本品においては「なし」と届出がされており、容器包装への表示はない。

サプリメント形状の加工食品以外の加工食品（乳製品の例）



赤枠線は機能性表示食品の義務表示事項（食品表示基準第3条第2項）（加工食品の横断的義務表示事項以外のもの）

※「摂取の方法」は、「一日当たりの摂取目安量」と共に表示することを可能としている。

※「調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするもの」は当該注意事項（義務表示事項）について、本品においては「なし」と届出がされており、容器包装への表示はない。

生鮮食品

野菜の例

商品名(届出番号)

高GABA(ギャバ)トマト(F651)

機能性関与成分

GABA

届出表示

本品にはGABAが含まれ、GABAを12.3mg/日摂取すると、
血圧が高めの方の血圧を下げる機能があることが報告されています。本品1〜2個(可食部71g)を食べると機能性が報告されている一日当たりの機能性関与成分(GABA)の量の50%を摂取できます。

KAGOME 天然アミノ酸 高GABA トマト ギャバ

血圧が高めの方の 血圧を下げる ことをサポート

機能性関与成分による研究報告 機能性関与成分: GABA

●食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。●GABAの含有量が一定範囲に収まるよう栽培・出荷の管理を実施しています。しかし、本品は生鮮食品のため気象等の影響により、表示値を下回る場合があります。

【天然アミノ酸GABA(ギャバ)が含まれて、食べやすい味わいのトマトです。】

●届出表示:本品にはGABAが含まれ、GABAを12.3mg/日摂取すると、血圧が高めの方の血圧を下げる機能があることが報告されています。本品1〜2個(可食部71g)を食べると機能性が報告されている一日当たりの機能性関与成分(GABA)の量の50%を摂取できます。●1日摂取目安量:1日1〜2個(可食部71g)を目安にお召し上がりください。(機能性が報告されている一日当たりの機能性関与成分の量の半分(50%)を摂取できます。)●摂取上の注意:多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。●降圧剤等の医薬品を服用している方は医師、薬剤師にご相談ください。●保存方法:冷蔵所に保存してください。●保存方法の注意:開封後は品質が変化しやすいので、お早めにお召し上がりください。●本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。届出番号:F651 ●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。●疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。●体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

栄養成分表示 (1/2個/可食部71g当たり)

エネルギー	16kcal
たんぱく質	0.6g
脂質	0g
炭水化物	3.8g
糖質	3.1g
食物繊維	0.7g
食塩相当量	0g

機能性関与成分 GABA 6.15mg

販売者 カゴメアグリフレッシュ株式会社 東京都中央区日本橋浜町3丁目21-1

カゴメお客様相談センター 〒103-8461 東京都中央区日本橋浜町3丁目21-1 0120-401-831

果実の例

商品名(届出番号)

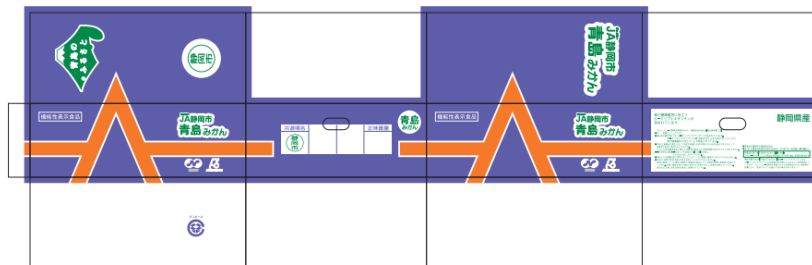
JA(ジェイエー)静岡市青島みかん(E680)

機能性関与成分

β -クリプトキサンチン

届出表示

本品には、 β -クリプトキサンチンが含まれています。 β -クリプトキサンチンは骨代謝のはたらきを助けることにより、骨の健康維持に役立つことが報告されています。



骨の健康維持に役立つ β -クリプトキサンチンが含まれています。

静岡県産

JA(ジェイエー)静岡市青島みかん 機能性表示食品【届出番号:OC】

●名 称:青島みかん

●届出表示:本品には、 β -クリプトキサンチンが含まれています。 β -クリプトキサンチンは骨代謝のはたらきを助けることにより、骨の健康維持に役立つことが報告されています。

●本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。●一日摂取目安量:一日当たり可食部270g(約3個)を目安に、そのままお召し上がりください。

●摂取上の注意:多量に摂取することにより、より健康が増進されるものではありません。●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。●疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。●体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

●事業者名:静岡県農業協同組合

●連絡先:静岡県静岡市駿河区曲金5丁目4番70号 電話:054-289-6444

栄養成分表示【可食部270g当たり】(推定値)

エネルギー	124kcal
たんぱく質	1.5g
脂質	0.2g
炭水化物	32.4g
食塩相当量	0.01g

機能性関与成分【可食部270g当たり】: β -クリプトキサンチン30mg

(β -クリプトキサンチンの含有量が表示値以上になるよう出荷管理されています。JA(ジェイエー)静岡市青島みかんは生鮮食品のため、気象等の影響により、表示されている量を下回る場合があります。)

*GABA以外は、分析による推定値です。

水産物の例

商品名(届出番号)

よかとと 薩摩カンパチどん(C314)

機能性関与成分

DHA・EPA

届出表示

本品にはDHA・EPAが含まれます。DHA・EPAには中性脂肪を低下させる機能があることが報告されています。

MARUHA NICHIRO 中性脂肪を低下させる DHA 620mg, EPA 240mg 計860mg (一日摂取目安量100g当たり) 食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

よかとと 薩摩カンパチどん スライス

きれいな海で、マルハニチロの徹底した管理のもとに育てました。

機能性表示食品 届出番号:C314

届出表示:本品にはDHA・EPAが含まれます。DHA・EPAには中性脂肪を低下させる機能があることが報告されています。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

●一日摂取目安量:一日当たり100gを目安にお召し上がりください。

●摂取の方法:解凍後、早めにお召し上がりください。

摂取上の注意

- 本品は多量に摂取することで、より健康が増進するものではありません。
- 抗凝固剤、抗血小板剤、血糖降下剤、降圧剤等を服用中の方は、医師又は薬剤師にご相談ください。

●疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。●体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。●本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。●DHA・EPAの含有量が表示値以上になるよう出荷管理していますが、本品は生鮮食品のため、気象等の影響により表示値を下回る場合があります。

栄養成分表示 一日摂取目安量100g 当たり

エネルギー	129kcal
たんぱく質	21.0g
脂質	4.2g
炭水化物	0.1g
食塩相当量	0.2g

<機能性関与成分> DHA 620mg, EPA 240mg, 計860mg (推定値)

<お問い合わせ先>マルハニチロお客様相談室 ☎0120-040826 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・弊社指定休業日を除く) ホームページ <https://www.maruha-nichiro.co.jp>

冷凍食品	
名称	生食用カンパチスライス
内容量	0.10 kg
賞味期限	年 月
保存方法	-18℃以下で保存
原産地名	鹿児島県(養殖)
販売者	マルハニチロ株式会社 東京都江東区豊洲3-2-20
加工所	垂水市漁業協同組合 鹿児島県垂水市海浜643-14
シリアルNo	000000 000000